

新水道ビジョン推進のための地域懇談会（第3回）

日 時 平成 26 年 6 月 30 日（月）13：00～17：00

場 所 広島国際会議場 中会議室「コスモス」・会議運営事務局
（広島県広島市中区中島町 1－5）

参加者 ゲストスピーカー：4 名

中国・四国地域の水道行政部局及び水道事業体：105 名

1 開会

2 主催者挨拶

厚生労働省健康局水道課 課長補佐 松田 尚之

3 新水道ビジョンの概要説明 [資料-1]

厚生労働省健康局水道課 技術係長 上迫 大介

4 先進事例の紹介

(1) 松江市における簡易水道統合の取組 [資料-2-1]

▼ 発表者

道橋 朋教 様（松江市上下水道局 業務部経営企画課 経営企画係 係長）

▼ 主な質疑

特になし

(2) 水質管理における広域連携 [資料-2-2]

▼ 発表者

岡本 明広 様（倉敷市水道局 浄水課 主幹兼水質管理係長）

▼ 主な質疑

- 「急激な濃度上昇への対応」のスライドにおいて、浄水の 2-MIB 濃度が 1～2 ppt 程度であったとあるが、そのときの原水の 2-MIB 濃度と活性炭注入率はどの程度であるか。
 - ・ 詳細な数値は不確かだが、高梁川表流水の 2-MIB 濃度は 60～70 度程度、活性炭注入率は 30ppm 程度であったと記憶する。

(3) 広島県営水道における公民連携の取組

～公民連携による新たな水道事業の運営体制の構築～ [資料-2-3]

▼ 発表者

中村 好宏 様（広島県企業局 水道課 参事）

▼ 主な質疑

特になし

(4) 市町村合併に伴う水道事業の広域化 [資料-2-4]

▼ 発表者

村上 幹二 様 (今治市水道部 水道工務課 課長補佐)

▼ 主な質疑

- 市町村合併前の水道料金に関して、旧今治市と島しょ部では、かなりの格差が生じていたが、市町村合併後の水道料金はどのように設定したのか。また、市町村合併時の合意事項では、「水道料金は合併後5年以内に統一する」とのことであるが、現在統一されたのであれば、どのような議論を経て統一されたのか。
 - ・ 市町村合併時の合意事項とおり市内の水道料金は統一されたが、その料金については、現在は陸地部の総括原価に基づいて設定し、不足する部分は一般会計から繰り出ししている。なお、新たな料金設定については、現在検討中である。
- 陸地部の統合に関する事業認可は平成23年度末に取得済であるが、平成28年度末に統合予定である簡易水道事業について、現在の設置条例ではどのように記載されているのか。
 - ・ 設置条例では、陸地部における簡易水道事業が平成28年度末に各地区の水道事業へ統合することは明記されているものの、当該地区における各水道事業の統合については明記されていない。一方、吉海地区における簡易水道については、当該地区の水道事業へ統合することが明記されている。最終的には市内の水道事業を一つにしたいと考えている。

5 グループディスカッションの説明 [資料-3]

6 グループディスカッション

7つのグループに分かれてディスカッションを行った。なお、発言内容が多岐にわたることや、参加者個人の自由意見であること等から、発言内容を集約してとりまとめている。

グループ1-1

道橋 朋教 様 (松江市上下水道局) をはじめとして「松江市における簡易水道統合の取組」をテーマにグループ討議を行った。

- 簡易水道の統合における、各事業体の状況や問題について、以下の話題提供があった。
 - ・ 料金の格差が、統合を進める上で大きなネックとなっている。対策としては、比較的規模の大きい簡易水道の水道料金と合わせ、その後に上水道の水道料金と合わせるといった、段階的な料金引き上げを考えている。また、施設整備による老朽化施設の補修や、連絡管の整備を行うことにより、住民の理解を得ることを考えている。
 - ・ 地域住民から、施設は良くなっても料金は据え置いて欲しいという意見がある。
 - ・ 平成22年度末に統合計画を策定し、簡易水道統合にむけて施設整備を進めているが、平成28年度末の完了は難しい状況であり、補助の打ち切りが懸念事項である。
 - ・ 水道料金も段階的に引き上げて、全ての地域をできるだけ統一できるように、3、4段階の料金引き上げを考えている。
 - ・ 工事は平成28年度末までに終わる見込みである。料金改定の準備はしているが、料金改定をしようとした場合、現在よりも約1.5倍の値上げが考えられ、住民からの理解が得られないと考えられるため、人件費を減らすといった方法を含め、住民の理解を得られるための方策を考えているところである。
 - ・ 簡易水道の統合に関して大きな課題はないが、これから人口が減少していくことは明白であり、水道事業のみでは経営が難しいため、今後対策を考えていかなければいけない

状況である。

- ・ 既に統合に関わる工事が終わっていることもあり、さしあたって統合という動きがない。また、統合に際しては、旧簡易水道の水道料金の方が高く、統合に合わせて値下げになったという経緯がこれまでにあったため、大きな問題がなかった。
- ・ 料金の統一、統合に関わる工事は進んでいるが、統合した施設が老朽化しているという問題がある。そのため、今後は統合した施設の耐震化を実施していく予定であり、それを踏まえて料金改定をした経緯がある。
- ・ 市町村合併の際に料金統一をしているため、現在、料金格差はないが、簡易水道の経営統合、施設統合を進めて行くにあたり、料金改定の準備を進めている状況である。
- ・ 工事の進捗状況に問題は無いが、問題は料金の関係である。現在は上水道で1つの料金体系、簡易水道で1つの料金体系であるが、統合に際してほとんど手がついていない状態である。簡易水道統合にむけてどういう風にしていくかが、大きな課題である。

○ 簡易水道の統合に関して、県からは以下の話題提供があった。

- ・ 当該簡易水道における住民が統合に伴う料金値上げを嫌がり、なおかつ人口減少により現在の給水人口が100人以下の簡易水道事業については、飲料水供給施設に格下げした事例が2、3件発生している。また、平成28年度末の統合に合わせるために、そのような状況を容認する水道事業体が出てきている現状がある。
- ・ 簡易水道同士を統合した場合、上水道事業となってしまうため、統合が困難になっている場合が見られる。
- ・ 簡易水道の認可を受けているが、実際の居住者が100人以下となっているため、今後、簡易水道の統合を進めるにあたって、当該事業をどのような形で取り扱っていけばいいのかという相談があった。

○ 簡易水道の統合に関する課題について、以下の意見があった。

- ・ 当該水道事業は平成27年度で統合を予定しているが、平成28年度末に統合予定の事業体が多いとの話を聞いたことがある。この場合、業務委託が集中し、手続きが遅れる可能性が懸念される。このような状況をきっかけとして、広域化について検討するののも一つの手ではないかと考えている。
- ・ 料金の値上げについては難しく、一般会計からの繰り入れ等が無ければ、相当量の値上げになるのは間違いなく、非常に難しい問題であると考えている。

グループ1-2

杉谷 雄二 様（松江市上下水道局）をはじめとして、「松江市における簡易水道統合の取組」をテーマにグループ討議を行った。

○ 松江市における簡易水道統合の現状について、以下の意見が述べられた。

- ・ 上水道の料金体系は、市町村合併後も従来地区の体系のままできているが、今後、料金体系などの抜本的な見直しを考えている。また、その次の段階として、簡易水道も含めた市内均一料金を目指す予定である。
- ・ 平成17年度に市町村合併をしており、協定で合併後5年を目途に段階的に水道料金を統一する方向で調整することとした。簡易水道については、平成22年度に料金審議会を設置し、平成23年度から3年ほどかけて料金水準を合わせてきたところである。
- ・ 簡易水道については、流量計が付いておらず配水分析ができないなど、実態を把握できていなかったため、市町村合併後3～4年をかけて整備を行ってきたところである。
- ・ 水道施設の維持管理は、施設が点在しているため、旧町の役場等に人員を配置して対応している。また、緊急時や土日の水質管理には、局からの応援や業者への委託で対応し

ている。将来的には、市内に維持管理拠点を設けて、管理の集約化を図ることを考えている。

- ・平成 28 年度の統合時に簡易水道の法適用化を行う予定であるが、すでに部分的に統合した簡易水道があったり、一部事務組合の給水区域内の旧町の簡易水道については、先行して統合されていたりと様々な形態が存在している。また、簡易水道については、簡易水道同士で簡易水道統合化を行い、先に補助事業で施設整備を行ってから上水道へ統合するスケジュールで整備を進めている。
- ・資産評価は平成 19 年頃から調査を行っており、大まかなところはすでに終了している。
- ・県の用水供給事業の送水管が市内万遍なく整備されているため、受水地点からの切り替え管を整備し、今後、簡易水道の小規模浄水場を廃止していく予定である。なお、市町村合併直前に、旧市町村において浄水場の更新を補助事業で実施しているケースが存在し、これらの施設については今後も使用していく。

○ 各水道事業体での実情や問題点として、以下の意見が述べられた。

- ・異動により久しぶりに水道に戻ってきて思ったことが、このままの状態では経営的に成り立っていくのかという危機感だった。
- ・本市においては水不足という特殊な特徴があり、新規水源を確保せずには簡易水道統合も難しいという事情がある。
- ・内部留保金が減少している中で今後の簡易水道統合などを考えたら、このままの料金水準ではやっていけないという問題認識はあるが、水道料金の値上げなどの行動には移れていない。
- ・一般会計も累積赤字を抱えており、繰り出し金の状況も厳しく期待できない。
- ・市町村合併を行って、初めて施設の統廃合を見直すチャンスが得られたという事業体が多いのではないかな。
- ・地元組合に施設の管理や加入者の手続きなどをお願いしている簡易水道があり、統合後の管理体制をいかにすべきか、方向性に迷っている状況である。
- ・簡易水道は、全体的に上水道よりも低料金となっており、激変緩和のため、統合後もしばらくは料金を据え置き、段階的に上水道の水準に引き上げる予定であるが、その間、上水道が持ち越えられるか不安である。

○ 簡易水道統合に際しての課題等について、以下の意見が述べられた。

- ・市町村合併後の同市内においては、同一サービス、同一料金の基本原則、大義名分を市民へ説明し、市民に理解していただく必要がある。
- ・簡易水道の廃合については、不採算の事業であるなどのデメリットだけに目を向けても前に進まない事業であるため、それを乗り越えて市民に理解していただく必要がある。
- ・簡易水道統合後の建設費、維持管理費等の見込みや、水道施設数の変化を面的に示すことで、市民や議会へ説明できるのではないかな。
- ・簡易水道の統合を行うと、上水道を利用していた市民に、不採算事業で福祉的な事業である簡易水道分の料金が跳ね返ってくる構図となってしまうことが考えられる。
- ・一般会計からの繰出基準が最終的にどうなるのか、国から示されていない中での財政シミュレーションでは限界的な部分があり、市民に説明しきれないジレンマ的なものがある。
- ・簡易水道は、効率が悪くコストがかかってしまうが、過去には一般会計からの補填等で料金を低く抑える施策がとられていたこともあり、市町村合併後に料金を統一しようとするのと相当の労力を必要とってしまう。まずは実際にどれだけの原価がかかっているのかを利害関係者にきちんと説明する必要がある。

○ その他の意見として次の事項が述べられた。

- ・ 広域化といっても随分距離が離れているため、ハード設備を整備しても採算がまったくとれない。
- ・ 水道料金は、経営統合の場合などそれぞれの事業の給水原価がある場合には、水道料金を必ずしも統一しなくても良いのではないのか。
- ・ 松江市の場合、合併当時は会計を分けて事業ごとの経営状態の違いが分かるようにしていたが、分けることで事務の作業手間があったため、2年ぐらい前からは一本の会計の中で整理している。

グループ2-1

岡本 明広 様（倉敷市水道局）をはじめとして「水質管理における広域連携」をテーマにグループ討議を行った。

○ 講演に対して以下の質疑応答があった。

- ・ 自己検査できない項目とは具体的にどんな項目であるか。
→異物検査（蛍光X線分析、赤外分光分析（FT-IR））及び放射性物質検査である。
- ・ 水源水質調査（2-MIB）は岡山県南部水道企業団と共同調査しているが、水源を同じとするその他の事業体等との連携も行っているのか。
→水源の上流域には4事業体が存在しているが、2事業体は水源が伏流水であり2-MIBの影響を受けない。その他の事業体からは、問い合わせはあるものの、定期的な情報共有は行っていないのが実状である。
- ・ 他事業体からの水質検査の受託は考えているのか。
→検体数が多くなれば、検査機器も整備なくてはならない。これらの設備投資と検査料金が合えば実施する可能性はあるものの、現実として、受託は困難であると考えている。
- ・ 「水質検査機器の相互利用に関する協定」において、溶媒等の消耗品の費用負担はどうなっているのか。
→消耗品は受け側が費用負担する。ただし、固相抽出機器が故障しない限りは、依頼側が固相抽出して検査依頼するケースが多い。
- ・ 3事業体で検査方法を統一しているのか。
→各事業体が所有する検査機器が異なっており、また、3事業体とも水道G L P認定されていることから検査方法は統一していない。
- ・ 3事業体間で、クロスチェックや精度管理はしているか。
→検査依頼時には過去の検査結果を示すことから、過去の検査結果とあまりにも乖離している場合は、標準液の検査等を実施することもある。
- ・ 2-MIB 濃度上昇の原因がダムでないならば、なにが考えられるのか。
→ダムでは2-MIB 濃度が上昇しないことから、ダムが原因ではないと考えている。川底の石を採取し、培養すると2-MIB 濃度が上昇することがあったことから、石に付着している藻類が原因ではなかとと考えている。
- ・ 「機器の故障等」が原因で検査依頼した件数は、年度によって偏りがあるが、検査機器の経年劣化によるものも含まれるのか。
→経年劣化によって検査機器が故障した場合、機器によってはすべての検体を依頼しなければならないことから、年度によって特定の事業体の依頼数が多いという印象はある。
- ・ 平成22年度より、岡山市と岡山県南部水道企業団との間で各1名が出向することで人事交流を実施しているとあるが、問題はないのか。
→1名ずつ相互に出向しているため、人員増減はないことから、問題はないのではないと思われる。

- 平成 27 年度より水道水質基準値が強化される見込みであるハロ酢酸（ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸）対策に関して、以下の意見が述べられた。
 - ・ 山間部の某小規模浄水場では、活性炭処理を追加できる工程はないことから、色度を指標として、色度が上昇すれば取水停止によりハロ酢酸の上昇を回避する予定である。
 - ・ 2-MIB 対策により既に活性炭処理を実施していることから、ハロ酢酸の基準値が強化されても問題がない。
 - ・ 県の行政部局にも県下の水道事業体等よりハロ酢酸対策について問い合わせがあるものの、県としてハロ酢酸対策の科学的知見を有していないことから、対応に苦慮している。国から科学的知見を示していただけないか。
→（厚生労働省）水道水質管理室と情報を共有して対応していきたい。
- 水質検査職員の人事交流について以下の意見や事例が挙げられた。
 - ・ 倉敷市と同様に、水質検査を実施する職員は市の環境部局等と頻繁に人事異動することから、技術継承が困難であり、倉敷市と同じ危機感を感じた。
 - ・ 中小事業体では、水質検査専門で職員を採用することはなく、自治体の事務、土木、建築等が幅広い業務内容で水道を担っている。
 - ・ 専門的な知識を必要とする水質検査職員が長期休暇（産前産後・育児・介護等）を取得する場合、広域的な連携があれば人員不足に陥ることがないのではないかと考える。現在、他事業体ではどのような対応をしているのか。
→水質検査職員の定員数よりも余裕をもって採用し、他部署に数年間配置している。他部署に配置することにより、水質検査業務のみではなく、幅広く業務に従事でき、人事交流にもなる利点がある。
- 水質検査について以下の意見が述べられた。
 - ・ 水質検査にかかる費用（機器購入等）は、耐震化率等と比較して数値で必要性が示せないことから、費用を削減されやすく、現状以上の対策を講じにくい。議会や市民へどう説明していけばいいのか苦慮している。
 - ・ 水質検査の費用のみを考えれば委託した方が安価である。ただし、水質苦情や水質異常等の緊急時においては、迅速な対応ができる自前の水質検査を有していることは非常に有効である。これらの効果をどこまで外部に見せることができるかが肝心なのではないか。
 - ・ 緊急時の水質検査体制について、年度のはじめに 3 社程度見積もりをとり、緊急時に水質検査を依頼する民間企業を決定している。水質苦情（にぎり等）は広域的には発生しないことから、個別で対応している。
- 公民連携について以下の意見が述べられた。
 - ・ 山間部に点在している多くの簡易水道を抱える本県では、スケールメリットがなく、また水源が良好であり、処理工程も簡潔であることから、公民連携のメリットも見出せない。ソフト面での公民連携があれば参考にしたい。（→参考事例は特になし。）
 - ・ 自治体の職員が水道を担当していることから、水道の技術については民間頼りとなっている。

グループ 2-2

生藤 育宏 様（倉敷市水道局）をはじめとして「水質管理における広域連携」をテーマにグループ討議を行った。

○ 講演内容のうち、水質分析の共同化について以下の質疑応答があった。

- ・ 水質分析に関わる職員の人事交流は、どのクラス（キャリア）の方が対象になっているのか。
 - 倉敷市は職員数が少ないこともあり、人事交流までは行っていない。岡山県南部水道企業団と岡山市水道局の間では、40 歳位までの職員（水質分析の経験者）を対象として、毎年 1 名の人事交流を行っている。化学分野の職員は、市長部局の一員として保健所等の環境部局や水道局に在籍しているが、市内部での人事異動は盛んであり、水道局の在籍期間が最も長い職員で 5 年程度である。水質分析を担当する職員が 5 名と少ない中で、岡山県南部水道企業団と分担してかび臭に関する上流調査を行っており、負担の軽減に役立っている。
- ・ 岡山県南部水道企業団の水質分析担当者は何名程度が在籍しているか。
 - 企業団の水質担当者は 12 名である。
- ・ 特に中小規模の水道事業体では、水質分析について同様の悩みを抱えていると思われるが、県全体としての状況はどのようなものか。
 - 大規模事業体は直営で水質分析を行っているが、中小規模では委託しているところが大半である。愛媛県の南予地域では、協議会を立ち上げて水質分析の共同化を行っている事例がある。また、災害時を対象として、機器の共同使用に関する協定を結んでいるところもある。
- ・ 水質分析で使用するヘリウムガスが世界的に供給不足の状況にあるが、事業体間で融通をしているのか。
 - 倉敷市の購入先はまだ余力があると聞いており、現時点では事業体間で融通するまでには至っていないが、そのような問題認識は持っている。
- ・ 水質分析は前処理等で時間や手間の掛かる項目もあるが、水質分析の依頼を受けることで担当者の負担が増えて休暇等に影響が生じることはないのか。
 - 依頼者側の方で前処理を行ってから、試料を持ち込むよう取り決めている。作業時間が多少増えることはあるが、大きな負担とはなっていない。
- ・ 前処理を行った上で試料を提出するとのことだが、初めからそのような取り決めでいたのか、それとも実際に運用をする中で決まったことなのか。
 - 協定を締結する前に何度か検討会を開催しており、その中で取り決めたものである。何か問題が生じれば、三者の分析担当者の間ですぐに連絡を取り合うようコミュニケーションの円滑化に努めており、これまでのところトラブルは発生していない。
- ・ 試料を運搬する際の移動時間はどれくらいか。
 - 倉敷市から岡山市と企業団までが 1 時間程度、岡山市と企業団の間が 30 分程度である。
- ・ 水質分析は全て直営で行っているのか。
 - 異物検査と放射性物質以外は全て直営である。

○ 講演内容のうち、かび臭（2-MIB）への対応について以下の質疑応答があった。

- ・ 100ng/L を超えるような 2-MIB に対して、粉末活性炭の注入率 30mg/L 程度で浄水が 1～2ng/L まで除去されたとのことだが、何か特別な種類の活性炭を使用しているのか。
 - 粉末活性炭の中で 2-MIB に対する吸着能力の高いものであれば、原水が 200ng/L に対して 30mg/L の注入で 10ng/L 以下まで除去できることを確認したので、このことを購入の際の仕様に追加することになった。
- ・ 2-MIB が冬期に上昇した原因として、どのようなことが考えられるか。
 - 浮遊性の藻類ではなく、川底に付着している藍藻類ではないかと推測しているが、明確な原因は今のところ明らかとなっていない。なお、底泥中に存在する放線菌の影響ではないことは確認済みである。

- 平成 27 年度より水道水質基準値が強化される見込みであるハロ酢酸（ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸）対策に関して、以下の意見が述べられた。
 - ・ 山間部に緩速ろ過の浄水場があるが、降雨によってフミン質等が流出して色度が上昇した場合、緩速ろ過では十分な処理が出来ないため、塩素処理によってハロ酢酸が生成される。同様の事例や対策等があれば教えて頂きたい。
 - ・ 消毒副生成物であるトリハロメタン等の対策と同様に、原水のフミン質を除去してから塩素を注入する必要があるため、活性炭処理やオゾン処理を行うことが基本である。
- 水質担当職員の人数が少ない中小規模の水道事業体では、今回のような広域連携に意義があると思われるが、体制が構築されている大規模事業体において、どのようなメリットがあるのかという認識のもと、以下の意見が述べられた。
 - ・ A 市では、技術の継承という点から同様の問題認識を持っており、中核都市として、広域連携につながるようなことが何か出来ないか検討しているところである。
 - ・ B 県では約 30 の市町村があるが、自前で水質分析部門を有しているのは C 市のみであり、他は民間に委託している。水質分析機器は高価なものであり、維持管理にも費用がかかるため、中小規模の水道事業体が直営で水質分析部門を維持することの妥当性について検討する時期に来ていると思われる。このような認識もあり、C 市が周辺の事業体の水質分析を受託することについて検討を行っているところである。
 - ・ 厚生労働省としては、まずは出来ることから連携をして頂きたいという考えのもと発展的広域化を提唱している。本日のテーマである水質管理における広域連携は選択肢の一つであり、その延長として事業統合等に繋がっていくものと考えている。
- その他として、以下の意見や感想が述べられた。
 - ・ D 市ではコア業務以外を全て委託することを検討しており、水質分析についても委託の対象になる可能性がある。新水道ビジョンが提唱している発展的広域化の一つとして、水質管理における広域連携が挙げられており、同一流域内の水道事業者との連携を模索しているところであるが、本日の講演やディスカッションを参考にして、本市としての方針を検討していく必要があると考えている。
 - ・ E 市では水質分析の担当職員がいなくなり、現在は毎日検査以外を全て民間委託するようになっているが、専門職員を配置する必要性もあると考えており、本日の講演やディスカッションの内容を参考にしていきたい。
 - ・ F 市では水質分析をこれまで随意契約で委託してきたが、競争原理を働かせるため指名競争入札を採用した。限られた財源のもとで今後とも持続させていくため、本日の講演やディスカッションの内容を参考にしていきたい。

グループ 3－1

中村 好宏 様（広島県企業局）をはじめとして、「広島県における公民連携の取り組み」をテーマにグループ討議を行った。

- 各水道事業体での公民連携の実情や問題点として、以下の意見が述べられた。
 - ・ 検針業務や夜間・休日の施設運転管理、管路の緊急修繕は多くの事業体で民間委託がなされている。
 - ・ 第 3 者委託や包括委託は、導入を考えている事業体は多いが、採用されている事業体は少ない。
 - ・ 職員数の削減や、職員の高齢化への対策が求められており、その点で公民連携を推進していくという方向性は、多くの事業体の共通認識となっている。
 - ・ 民間委託は、大規模な事業体では、コストの面のメリットが大きいですが、小規模な事業体

では、技術の継承、人材育成の面で問題を抱えており、この課題を公民連携により解消できないかがポイントとなる。

- ・ 小規模な事業体では、包括委託等を検討しても、採算が合わないことや、包括で事業を行う能力がないとの理由から、民間企業が参入してくれないこともある。
- ・ 民間への委託範囲の拡大により、震災等の緊急時に指示を出す人員の不足、また能力が不足するのではないかと懸念がある。

○ 広島県企業局の取り組みに対して、以下のような質疑応答が行われた。

- ・ 一般の民間委託を拡大すると、その委託先が倒産するというリスクもある。また、事業体側に技術が蓄積されず、災害等の緊急時に指示を出すことができないことも懸念される。広島県の委託の場合はこの点のリスク対応はどのように考えているのか。
 - 技術の蓄積に関しては、広島県からも現職を退職派遣することで業務に携わる機会を確保している。さらに、民間企業が持つノウハウを県職員が吸収することもできるのではないかと考えている。
 - 倒産のリスクに関しては、県からも水みらい広島に対して、35%の出資をしており、経営状況のチェックなど、ガバナンスを一定程度保つことが可能と考えている。
- ・ 指定管理者の選定に際しては、公募をしたのか。
 - 指定管理者自体は非公募であるが、その前段のパートナー企業を選定する段階では、公募型プロポーザルにて選定している。
- ・ 水みらい広島は現在、用水供給事業を対象とした事業者だが、末端給水を担うことはできるのか。
 - 各事業体の事情に応じて連携方式のあり方考えていく方式としている。いまずぐに末端給水を担うことは難しいかもしれないが、個別のニーズを把握して、体制面も今後検討していくことになると考えられる。
- ・ 水みらい広島の設立により、経済的なメリットはあったのか。
 - 指定管理者制度導入により、人件費、動力費、薬品費の部分でメリットがでており、約3%のコスト削減効果があった。
- ・ バルブ操作等は水みらい広島が行うのか。県職員が行うのか。
 - 基本的には指定管理業務に含まれるため、水みらい広島が行う。大規模な事故等は県職員も共同で行うことになると考えられる。
- ・ 水みらい広島設立によるデメリットはないか。
 - 一概にデメリットとは言えないが、民間に委託することへの不安感があるという声や、民間企業が儲けを重視して、適切な修繕等が疎かにならないかという声もあり、この点については、しっかりと説明していく必要がある。
- ・ 今後人口も減少していく中で、施設の再構築は避けられないと思うが、水みらい広島は現状のスキームは3条部分のみが対象となっている。今後は4条部分まで委託範囲を拡大していくことも考えているのか。
 - その点については検討課題であるが、民間への委託如何に関わらず、水需要が減少する中、施設の再構築・最適化については必要なことであるので、昨年度受水団体とも協議しながら、県営水道施設の最適化方針をとりまとめたところである。

グループ4-1

村上 幹二 様（今治市水道部）をはじめとして「市町村合併に伴う水道事業の広域化」をテーマにグループ討議を行った。

- 「市町村合併に伴う水道事業の広域化」について、「市町村合併が無ければ広域化はどうなったか」という問題が提起され、以下の話題提供があった。

- ・ A 市では、合併前に分水していた町とは分水地区のみ関わりがあったものの、他の町村は水道事業では全く関わりが無く、状況を知る機会もなかった。そのため市町村合併が無ければ広域化は進まなかったと考えられる。
 - ・ 合併を契機として行った広域化の検討では、水源の安定性向上を図る必要のあることと、施設統廃合により維持管理費の低減が見込まれることが明らかとなった。
 - ・ 施設統廃合や市内の料金統一を目指した料金値上げについては、合併地区全体の収支を見込んだ料金設定では料金改定率が高くなりすぎるため、一般会計からの繰入を想定して料金水準を設定した。
 - ・ B 市では、合併した町がもともと県の浄水受水を行っており、県の施設は B 市との共同施設であったため、施設の統合は順調に進められた。ただし、簡易水道が多数あったため、上水道への統合前に各町で簡易水道の整理を事前に行った。料金統一については、一般会計繰入を見込んだ。
 - ・ 広域化は、小規模事業体における料金財政面や普及率向上、老朽施設の更新や維持管理の効率化といった課題解決には有効であるものの、比較的規模の大きい事業体はメリットを享受しにくいのが現状である。広い視野に立った地域全体での効率化という考え方は重要であるものの、広域化を実際に進めるには、平成の大合併における合併特例債のような何らかのインセンティブが必要でないか。
 - ・ 上記の問題は広域化の進まない要因であるものの、国の支援もなかなか難しく、特効薬があまり無いかもしれない。
 - ・ 新水道ビジョンでも「都道府県や中核となる水道事業者等には、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されます。」とあるが、市議会等への説明を考えると、施設統合や経営統合などを急速に実現するのは困難かもしれない。
 - ・ 災害対応や人材育成など、可能な範囲から着手することが有効ではないか。
 - ・ 倉敷市における水質管理の広域連携は参考になるだろう。
 - ・ C 市では、災害時の応援として、日水協の枠組における県下の協力体制に加えて、高速道路の完成に伴い交通の便が良くなった日本海側にある D 市及び C 市と隣接する E 市との間で相互応援協定を締結した。災害時の相互応援や工事材料の提供などを行う。今後は日本海側と瀬戸内海側の圏域間での連携まで拡張できればよいのではないかという意見も出ている。
 - ・ F 市（政令指定都市）では、市で実施する研修に近隣市町への呼びかけと参加の受け入れを行っている。
- 都道府県からは以下の話題提供があった。
- ・ G 県では平成 23 年度末に「水道事業会議」を立ち上げ、各事業体のメンバーが参画している。市町のネットワークづくりを主眼とし、広域化に関する勉強会を始めようとしている。
 - ・ H 県では、広域化検討会を 2 回実施し、工事用資器材の共同管理や災害対応等について協議した。
- その他
- ・ 施設の老朽化が進む中、各市町が施設をダウンサイジングにより更新してしまうと統合や広域化の議論が難しくなる恐れがあり、少しでも早く議論をはじめることが重要ではないか。
 - ・ 広域化を進めるなかでは、とにかく大規模にすればよいというものではなく、適正な規模があるのではないか。大きすぎることによるデメリットも考えられる。

グループ４－２

清水 宏一 様（今治市水道部）を囲んで「市町村合併に伴う水道事業の広域化」をテーマにグループ討議を行った。

- 今治市における市町村合併に伴う水道事業の広域化について、以下の意見交換があった。
 - ・ 47 ある浄水場のうち、有人のものは2箇所のみである。無人施設については、将来的に遠方監視する計画であるが、広域送水管が整備され、新浄水場を建設した後を予定している。現状では、市町村合併前の役場機能が支所という形で残っているため、そこに職員を常駐させ、施設の維持管理を行っているところである。
 - ・ 市町村合併時の合意事項として、合併から5年以内に水道料金を統一するとなっており、水道使用者の大きな反対はなく、達成することができた。また、市町村合併に伴い、新市の本庁で基本計画を策定できたからこそ、全体的な施設の最適配置を考えた統廃合の計画を立案することができた。
 - ・ 逆に赤字経営の小規模事業体を取り込んだことにより、経営状況は悪化した。
- 市町村合併に伴う事業統合の課題について、以下の意見交換があった。
 - ・ 市町村合併した事業体間で水道料金格差が小さい場合は、統合に向けた協議は難航しない。また、格差はあっても、低い方の水道料金に統一するケースが多く、この場合であれば水道使用者の不満も少ない。ただし、一般会計からの繰入を一定期間行うことで経常収支の黒字化を図っており、繰入終了後は料金改定が避けられない状況になってきている。
 - ・ 市町村合併した事業体間で水道料金格差が大きい場合もあった。この場合、合併協議会で期限を設けず「速やかに統一する」と位置づけたが、実際には、料金統一の協議が8年もの間進展せず、最近になってやっと2段階で高い方の料金に統一することとなった。
- 厚生労働省や県等の財政支援について、以下の意見交換があった。
 - ・ 昔は県補助金があったが、県の財政状況も悪化しているため、よほどの名目がないと補助復活は難しい。
 - ・ 県としては、老朽化対策や耐震化に関する国庫補助メニューなどの採択基準緩和、補助率の変更等を厚生労働省に要望しているところである。
- 発展的広域化のうち、共同化や共有化による運営基盤強化の事例について、以下の意見交換があった。
 - ・ 施設の共同化等、水道事業者間での共同化や共有化に関する事例は特にない。
 - ・ 少し話はそれるが、上下水道の組織一体化に取り組んでいる事業体は多い。同じ公共事業として共通の悩みを抱えていることが組織一体化の背景にあると考えられるが、実際上下水道の組織が一体化すると、下水道料金徴収の受託料がなくなるなど財政面で上水道側に負荷が与えられる形となる。また、事務部門が統合縮小されることから、一定のスケールメリットは出せるものの、旧上水道の職員が旧下水道の事務までこなすことになり、作業負担の面でも上水道側にしわ寄せがいくことになる。
- 統合に伴う均一なサービスの提供について、以下の意見交換があった。
 - ・ 合併していない隣接する町へ上水道から水道水を供給しているが、合併した町にある簡易水道と上水道はつながっていない。現状では、災害時に同じ市内であることから隣接する町よりも簡易水道への支援が優先する。このような点については、地方自治法に基づく広域連携で対応できないかと思う。
 - ・ 合併に伴い遠方監視による維持管理を行っているが、今考えると、それまで維持管理に

携わってきた職員を残しておくのと、サービス面で見てどちらが良かったかはわからない。

- 垂直統合による広域化の取り組みについて、以下の意見交換があった。
 - ・ 用水供給事業では、水源確保に多額の投資をしており、どうしても高料金となってしまう。厚生労働省や県から高料金対策で補助を受けており、経営改善のために広域化の取り組みを強化するように指導を受けているが、水質検査の共同化など可能な限りの広域化メニューを行っており、残るは垂直統合ぐらいである。ただし、受水市町には簡易水道事業等もあり、統合によるスケールメリットが見出せるかは疑問である。
 - ・ 平成 23 年頃から用水供給事業を核とした事業統合に関する検討協議会が行われており、県としては、参加意欲のある事業体があれば、できるところから広域化を進めていきたいと考えているようである。

代表者による結果報告

各グループの代表者により、ディスカッションの内容について報告していただいた。

7 主催者挨拶

厚生労働省健康局水道課 課長補佐 松田 尚之

8 閉会

配付資料

資料-1 新水道ビジョンの推進について

資料-2-1 松江市における簡易水道統合の取組

資料-2-2 水質管理における広域連携

資料-2-3 広島県営水道における公民連携の取組～公民連携による新たな水道事業の運営体制の構築～

資料-2-4 市町村合併に伴う水道事業の広域化

資料-3 グループディスカッションの進め方について

出席者名簿